

表「社会的距離置き再編案」

区分		第1段階	第1.5段階	第2段階	第2.5段階	第3段階
		生活防疫	地域流行段階		全国流行段階	
主要基準		1週間の平均感染者数 (1) 首都圏:100人未満 (2) 地方圏域:30人未満 (3) 江原道、済州道:10人未満	1週間の平均感染者数 (1) 首都圏:100人以上 (2) 地方圏域:30人以上 (3) 江原道、済州道:10人以上	①第1.5段階の2倍以上の平均感染者数 ②2つ以上の圏域で第1.5段階基準が1週間以上持続 ③感染者数が全国300人超過うち、1つに該当した場合。	①感染者数が全国400人～500人以上 ②第2段階基準2倍以上の平均感染者数うち、1つに該当した場合。	①感染者数が全国800人～1,000人以上 ②第2.5段階基準2倍以上の平均感染者数うち、1つに該当した場合。
マスク着用の義務化		重点・一般管理施設(注)、公共交通機関、医療機関、薬局、療養施設、昼夜間保護施設、集会場、ジム、高危険事業場など	第1段階+室外スポーツ競技場	室内全体、高危険な室外活動	室内全体、2メートル以上距離の確保が困難な室外	
集合・行事		500人以上の行事は自治体申告・協議必要、防疫守則の義務化	1段階措置の維持+フェスティバルなど一部行事は100人以上禁止	100人以上禁止	50人以上禁止	10人以上禁止
スポーツ		観客の制限(50%)	観客の制限(30%)	観客の制限(10%)	無観客競技	競技中断
交通施設の利用		マスク着用の義務化		公共交通機関内での飲食摂取禁止追加(国際航空便を除く)	KTX、高速バスなど50%以内の前売り制限の勧告(航空機を除く)	KTX、高速バスなど50%以内の前売り制限(航空機を除く)
勤務体制	公共機関・民間企業	機関・部署別適正割合在宅勤務など実施勧告(全体の5分の1)	機関・部署別在宅勤務など拡大勧告(全体の3分の1)		全体の3分の1以上の在宅勤務など勧告	必需人員以外の在宅勤務など義務化
	高危険事業所	高危険事業場でのマスク着用、換気、消毒、勤労者間距離の確保など義務化				

(注) 重点管理施設(9種:クラブ、キャバクラなど遊興施設5種、カラオケ、室内スタンディング公演場、直接販売広報館、食堂・カフェなど)

一般管理施設(14種:ネットカフェ、結婚式場、葬儀式場、教習所、職業訓練機関、銭湯、公演場、映画館、テーマパーク・ウォーターパーク、娯楽室、室内スポーツ施設、美容院、商店・マート・百貨店、読書室など)

(出所) 中央災害安全対策本部